看護職賠償責任保険制度　医療安全情報

2019 年 12 月分
サービス推進室

サービス推進室では、医療安全に関する情報を収集し、看護現場で役立つポイント等を付加して提供しています。それぞれの現場に応じた点検ツールとしてお役立てください。

No.1

厚生労働省より、『画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について』の通知がされ、組織的な対応が求められました。

医療機関において、画像診断レポートや病理診断レポートを見忘れることや、レポートに記載されている重要な所見が見落とされる事象が起きています。厚生労働[redacted]画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組につい[redacted]
[redacted]て必要な対応がとられるためには、組織的[redacted]

[redacted]として、患者の参画を図ることが挙げられて[redacted]
[redacted]r Healthcare Research and Quality）が患者向けに示している[redacted]のための 20 のヒント」では、その 1 項目として「検査を受けた後、何も連絡がないからといって、結果がよかったのだと思い込まないでください」と謳われ、患者に検査結果を自分から尋ねるよう呼びかけられています。

≪参考資料や URL について≫

[1)] 厚生労働省　画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について
（最終アクセス：2020/01/15）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03125.html

以上